

人権教育ミニ研修

「子どもの権利」

～子どもの権利を尊重するために～

島根県教育庁人権同和教育課

■今日の研修では、「子どもの権利」についてお伝えします。こども基本法と児童に関する権利条約をとおして、子どもの権利を尊重するために、学校現場の中で教職員が大切にしたいことや方向性についてみなさんと一緒に考える時間になればと思います。

ねらい

- ・こども基本法と児童に関する権利条約をとおして、権利の主体として、子どもを尊重する大切さの理解を深める
- ・児童に関する権利条約の4つの原則とこども基本法の理念を知る
- ・*校内において子どもの権利を保障する取組を考える

■今日のねらいです。

■1つ目は、こども基本法と児童に関する権利条約をとおして、権利の主体として、子どもを尊重する大切さの理解を深める

■2つ目は、児童に関する権利条約（子どもの権利条約）の4つの原則とこども基本法の理念を知る

■そして、3つ目は校内において子どもの権利を保障する取組を考えるです。3つ目は、研修時間に応じて話し合いの時間を設定してください。

「こども基本法」と

「児童に関する権利条約（子どもの権利条約）」について



こども基本法 | こども家庭庁 <https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-kihon/>



人権同和教育課 <https://www.pref.shimane.lg.jp/jinkendowakyoiku/>



■パンフレットの紹介です。

■「こども基本法」については、こども家庭庁のホームページに、そして「児童に関する権利条約」については、島根県教育委員会人権同和教育課と学校教育課子ども安全支援室のホームページに、パンフレットが掲載してありますので、こちらもご活用ください。

「子どもの権利」について

- ・ 児童に関する権利条約（子どもの権利条約）
（日本は1994年に批准）
- ・ 「こども基本法」
（令和4年6月公布 令和5年4月施行）
- ・ 生徒指導提要（改訂版）
（令和4年12月公表）



■今日は、子どもの権利について話します。

■子どもの権利の大切さについては、

日本は児童に関する権利条約（子どもの権利条約）を、1994年に批准しています。

■また、「こども基本法」と生徒指導提要改訂版においても、その大切さは述べられており、教育と切り離して考えることはできないものです。

「こども基本法」とは

こどもや若者が自分らしく幸せに成長でき、
暮らせるような社会を目指して、
こどもや若者に関する取組を進めていくための
基本となる事項を決めた法律



「こどもにとって一番いいことは何か」を
こどもの意見を聴いて一緒に考える

こども基本法 | こども家庭庁 <https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-kihon/>

- それでは、「こども基本法」とはどのような法律でしょうか。こども基本法は日本国憲法と児童に関する権利条約の精神にのっとり制定されました。
- こどもや若者が自分らしく幸せに成長でき、暮らせるような社会を目指して、こどもや若者に関する取組を進めていくための基本となる事項を決めた法律です。
- ポイントは、子どものことを決める時、今までは大人だけで決めてしまうことが多かったのですが、これからは、こどもにとって一番いいことは何かを子どもの意見を聴いて一緒に考えることになったのが大きな特徴です。

生徒指導提要（改訂版）令和4年12月公表



P32～34（抜粋）

（1）児童の権利に関する条約

生徒指導を実践する上で、**児童の権利条約の四つの原則を理解しておくことが不可欠です。**

また、同条約の理解は、**教職員、児童生徒、保護者、地域の人々等にとって必須だと言えます。**

（2）こども基本法

本基本理念の趣旨等について、児童の権利に関する条約とともに理解しておくことが求められます。

■生徒指導提要（改訂版）においても、児童に関する権利条約とこども基本法の大切さが述べられています。

■児童の権利に関する条約については、生徒指導を実践する上で、児童の権利条約の四つの原則を理解しておくことが不可欠です。また、同条約の理解は、教職員、児童生徒、保護者、地域の人々等にとって必須だと言えます、とあります。

■また、こども基本法についても、本基本理念の趣旨等について、児童の権利に関する条約とともに理解しておくことが求められます、と述べられており、児童の権利に関する条約とこども基本法は、学校とは切り離すことができないものです。

児童に関する権利条約(子どもの権利条約)

「子どもの権利」ってなんだろう？

- 子どもの権利と聞くとみなさんはどのような権利を思い浮かべますか？
- 子どもの権利は、子どもが幸せに健やかに成長していくために必要なものであり、すべての子どもが生まれながらにもっている権利です。
- 国連「児童に関する権利条約」で取り上げられている子どもの権利について説明をします。

児童に関する権利条約(子どもの権利条約)

- 1989年国連で採択
- 日本は、1994年に批准
- 子どもの基本的人権を保障
- 18歳未満のすべての人間



全国児童教育委員会 <https://www.pref.shimane.lg.jp/jinkendowokyoinku/>

■ 児童に関する権利条約は、子どもの基本的人権を保障することを目的に1989年国連で採択されました。日本は1994年に批准しています。

■ 児童に関する権利条約では、子どもの定義を「18歳未満のすべての人間」としています。

■ 国は「児童に関する権利条約」を使用していますが、子どもにとってのわかりやすさの観点から、日本ユニセフ協会が「子どもの権利条約」の名称を使用しているのので、「子どもの権利条約」という言葉を聞かれることが多いのではないのでしょうか。

児童に関する権利条約（子どもの権利条約）

○子どもはひとりの人として大切にされ、
育っていく存在

保護の
対象



○すべての子どもが
自分の権利を行使する主人公



権利の
主体

- 児童に関する権利条約では、子どもを保護の対象として捉えるだけでなく、権利の主体として尊重することが大切であると述べられています。
- 子どもたちは、大人と同じように、生まれながらに権利を持ち、ひとり人間として尊重される存在です。
- そして、子どもたちは、ひとり人間として持つ様々な権利とともに、成長の過程において保護や配慮が必要な、子どもならではの「子どもの権利」も持っています。
- 子どもはひとり人間として大切にされ、育っていく存在です。単に守られるだけの存在ではなく、すべての子どもが自分の権利を行使する主人公です。

児童に関する権利条約の4つの原則・「こども基本法」の理念

1. 差別のないこと

2. こどもにとって最もよいこと

3. 命を守られ成長できること

4. 意見を表明し参加できること

- 児童に関する権利条約には4つの原則があります。これはこども基本法の理念にもなっています。
- この「4つの原則」を基礎に、条約全体が効果的に実施されていくことが期待されています。
- 子どもの権利について考える時は、「差別のないこと」「子どもにとって最もよいこと」「命を守られ成長できること」「意見を表明し参加できること」の4つの原則をもとに、考えていくことが大切です。

児童に関する権利条約の4つの原則・「こども基本法」の理念

1. 差別のないこと

すべてのこどもは、こども自身や親の人種や国籍、性、意見、障害、経済状況など**どんな理由でも差別されません。**

こどもの権利の普及啓発 こどもの権利 こども家庭庁HP <https://www.cfa.go.jp/policies/childrights>

■原則1 「差別のないこと」

■これは、すべてのこどもは、こども自身や親の人種や国籍、性、意見、障害、経済状況などどんな理由でも差別されないということです。

児童に関する権利条約の4つの原則・「こども基本法」の理念

2. こどもにとって最もよいこと

こどもに関することが決められ、行われる時は、「**そのこどもにとって最もよいことは何か**」を第一に考えます。

こどもの権利の普及啓発 こどもの権利 こども家庭庁HP <https://www.cfa.go.jp/policies/childrights>

■原則2「こどもにとって最もよいこと」です。これは子どもの最善の利益とも呼ばれます。子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を子どもと一緒に対話しながら考えるということです。

児童に関する権利条約の4つの原則・「こども基本法」の理念

3. 命を守られ成長できること

すべてのこどもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

こどもの権利の普及啓発 こどもの権利 こども家庭庁HP <https://www.cfa.go.jp/policies/childrights>

- 原則3は、「命を守られ成長できること」です。
- すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などをうけることが保障されるということです。

児童に関する権利条約の4つの原則・「こども基本法」の理念

4. 意見を表明し参加できること

こどもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見をこどもの発達に応じて十分に考慮します。

こどもの権利の普及啓発 こどもの権利 こども家庭庁HP <https://www.cfa.go.jp/policies/childrights>

- 原則4は、「意見を表明し参加できること」です。
- こどもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見を子どもの発達に応じて聞こうする姿勢が大切です。

意見を表明し参加できること（意見表明権）



- 「意見を表明し参加できること」とは具体的にどういうことでしょうか。
- 子どもたちは自由に自分の考えを表すことができ、また自分の思いをきちんと聞いてもらう権利を持っています。
子どもには子どもの気持ち・思いや考えがあります。大人は子どもたちの思いを聞こうとする姿勢を示すことが大切です。
- 英文の条文では、意見表明権の意見はopinionではなくviewsです。言葉でなくても、子どもたちは自分の思いを伝えてきます。
- 子どもが思いを伝え、まわりの大人が受けとめるというやりとりを続けると、子どもたちが自由に自分の考えを表すことができる能力を発揮していきます。

子どもの権利=すでに備わっているもの



■子どもの権利は、生まれながらに備わっているものなので、他人が勝手に取り上げることができないものと捉えていただけたらと思います。そしてすべての権利を常に帯びている、スクリーンのイラストイメージで子どもの権利を捉えます。

子どもたちが、子どもの権利を学ぶ大切さ

「私たち抜きに私たちのことを決めないで」
(Nothing about us without us)



子どもの
声を聴く

参加する
権利

- 「私たち抜きに私たちのことを決めないで」この言葉は障がい者権利条約のスローガンです。
- 自分のことは自分も関わって物事を決める。
もし私たちが、自分に関することを、自分が知らないところで勝手に決められてしまったらどうでしょうか？
- 私たち教職員はついつい子どもに対して管理的になってしまう部分が多くあります。もちろん、その場面が必要な時もありますが、大人が子どもに関係のあることをするときは、その子と一緒に「その子にとって一番いいことは何だろう」とまず最初に考えて、物事を決めたり、実行したりしましょう。
- また、子どもの権利を子どもたちが学ぶことも大切です。子どもたち自身が自分の権利を学ぶ機会が増えていくと、子どもたちは自分は権利を行使する主人公であり、自分の思いや行動で社会を変えていくことができると体験的に学んでいきます。そして、自分の権利が大切であるのと同じように他の人の権利も大切だということを学びます。

まとめにかえて

子どもとともに生きる未来のために

子どもは「保護の対象」であると同時に、「権利の主体」です。

子どもの声

対話

子どもにとって
最もよいことを

■今日お伝えしたことを簡単にまとめます。

■子どもとともに生きる未来のために、私たち教職員が大切にしたいことは、子どもは「保護の対象」であると同時に、「権利の主体」として、子どもをひとりの人として尊重することです。

★大人が子どもをひとりの人として尊重し、子どもの気持ちや思いを聞こうとする。

★正解をだすことにこだわらずに、子どもと対話を重ねる。

★子どもに関わることは、子どもにとって最もよいことを、その子と一緒に考える。

■今日は、こども基本法と児童に関する権利条約をとおして、私たち教職員が大切にしたいことをお伝えしました。

まとめにかえて

子どもとともに生きる未来のために

「意見表明権」を保障するために
自校で取り組みたいことは何でしょうか



■最後に、意見表明権の観点から、日々の教育活動の中で子どもたちの意見表明権を保障するために取り組みたいことや現在している取組について話しあってみませんか。

(＊必要に応じて、この画面を一時停止をして、話し合いの時間としてご活用ください。)

～子どもの権利についてもっと知りたい～



子どもの権利の普及啓発|子ども家庭庁 <https://www.cfa.go.jp/policies/childrights>

- 子どもの権利についてもっと知りたい時は、子ども家庭庁のホームページに画面にあるパンフレットが掲載してありますので、ご活用いただけたらと思います。
- また、島根県教育センターからご案内しています本課の出前講座「こども基本法・児童に関する権利条約の理解を深める」もご活用ください。

以上で、ミニ教職員研修を終わります。
ご参加いただき、ありがとうございました。

■以上で、ミニ教職員研修を終わります。ご参加いただき、ありがとうございました。